平成２２年（フ）第１４号
山口県熊毛郡平生町大字竪ケ浜768番地の６
債務者　佐藤　満子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１６号
山口県岩国市南岩国町１丁目７番10―306号
債務者　結城恵美子こと　申　　辰順
１　決定年月日時　平成22年４月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２１号
山口県大島郡周防大島町大字外入1907番地12Ａ202号
債務者　秋元　珠美
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２９号
山口県熊毛郡平生町大字平生村733番地の１
債務者　中村　悦子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３８６号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中１棟401号
債務者　山田　妙子
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８５号
名古屋市北区黒川本通４丁目30番地黒川簇ビルマンション８Ｆ―Ｃ号
債務者　米窪　光枝
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目15番37―304号
債務者　首藤美奈子（旧姓永田）
１　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７１号
北九州市八幡西区黒崎５丁目４番24号
債務者　下畑　隆利
１　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５１号
北九州市若松区浜町１丁目５番15号
債務者　久保　弘幸
１　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５３号
北九州市小倉南区沼緑町１丁目11番22―201号
債務者　土野　　亨
１　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５４号
北九州市若松区鴨生田４丁目３番15号
債務者　安部　竜治
１　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６６号
北九州市若松区赤崎町14番２号
債務者　田原　敬治
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６７号
北九州市若松区赤崎町14番２号
債務者　田原久美子
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９５号
北九州市戸畑区高峰３丁目５番９号
債務者　合原　達代
１　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３号
奈良県天理市田町423番地３
債務者　吉田　正二
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６７号
中華人民共和国広東省東莞市大嶺山鎮南村機械工業区　東莞新栄精密汽車有限公司内、最後の住所奈良市大柳生町2937番地
債務者　島谷　明博
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
神奈川県横須賀市汐入町１丁目６番地１メゾン・ド・トゥール809
債務者　實盛　　昇
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部